

家畜衛生だより

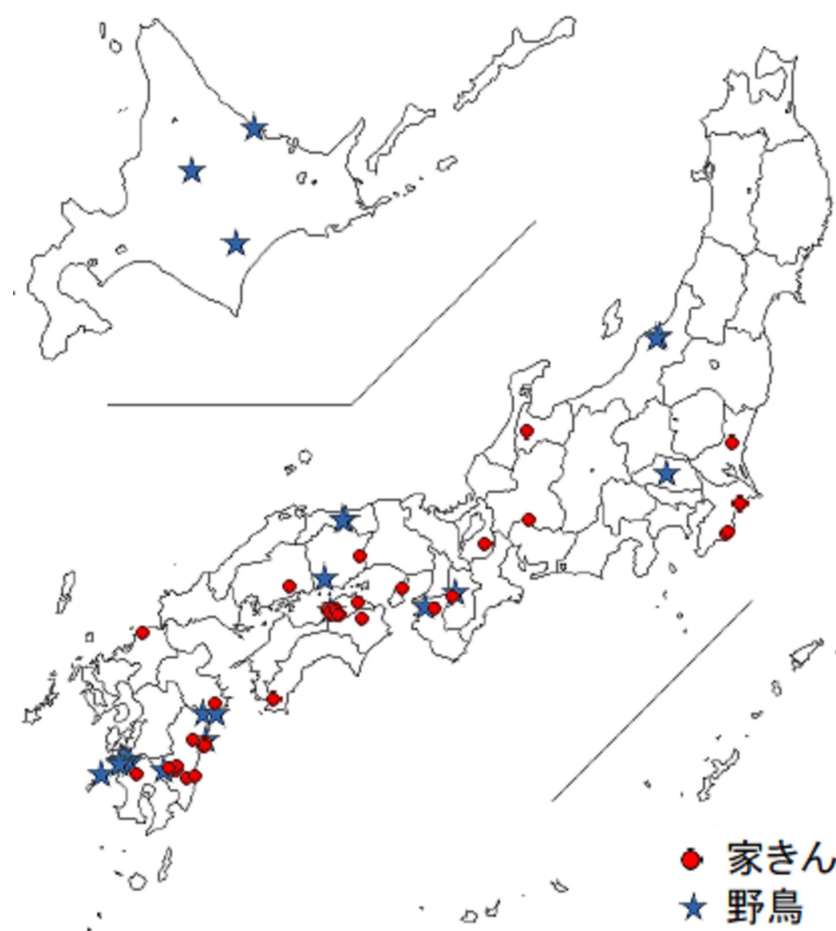
No. 364 令和3年2月5日

徳島県家畜防疫衛生センター
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎
〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚
TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎
〒779-4703 三好郡東みよし町中庄
TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

全国で高病原性鳥インフルエンザが継続発生しています！

令和2年11月5日、香川県で、今シーズン1例目の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、令和3年2月2日現在、家きん農場で17県41事例、野鳥で10道県37事例の発生が確認されています。



令和3年2月2日時点

養鶏関係者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理の徹底、通常と異なる症状が認められた場合の早期通報の徹底をお願いいたします。



日常の飼養衛生管理について 自己点検を行ってください！



以下の事項について必ず自己点検を実施し、ウイルスの侵入防止に万全を期するよう、よろしくお願いします。

- 農場及び鶏舎毎の専用長靴・衣類を設置し、使用してください。また、定期的に洗浄・消毒をしてください。
- 農場及び鶏舎に出入りする際は、手指の消毒をしてください。
- 農場に出入する車両の消毒（動力噴霧器による消毒）や鶏舎周囲、農場敷地内の消毒（石灰消毒）を徹底してください。また、農場に出入りした人・車両等の記録をしてください。
- 飼育鶏の飲料水に、地表水（谷川、池など）を利用している場合は、必ず消毒してから給与してください。
- 野鳥や小動物の鶏舎等への侵入防止の徹底をお願いします。鶏舎や防鳥ネットに破損があった場合は、速やかに修繕してください。
- ねずみ及び害虫の駆除に努めてください。
- 沈うつ、まとまって死亡している、死亡率急増など、通常と違う症状があれば、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

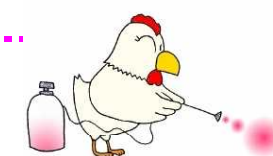
<連絡先>

西部家畜保健衛生所

吉野川庁舎 0883-24-2029

東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています。

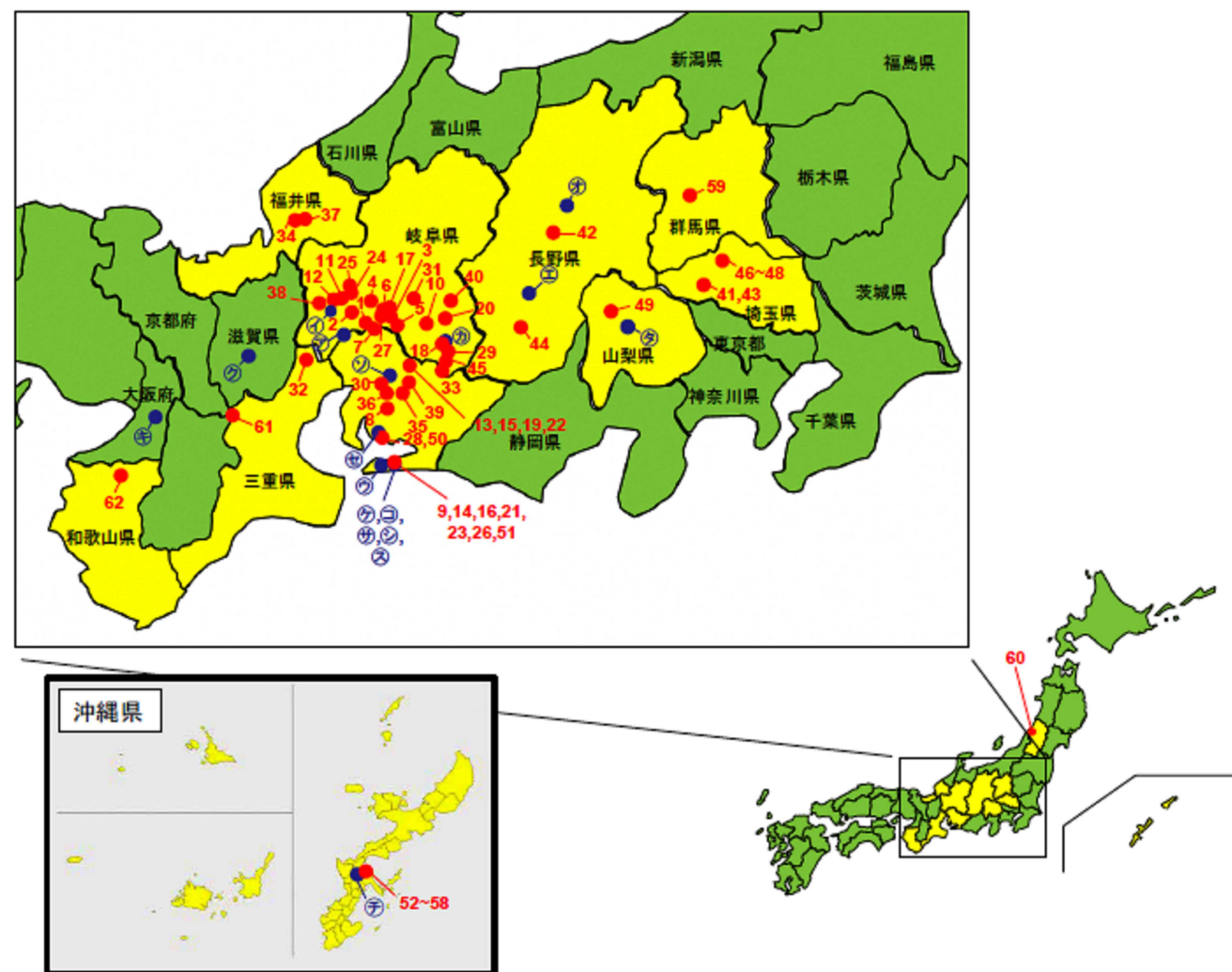


豚熱が継続発生！

令和2年12月以降，山形県，三重県，和歌山県の農場で豚熱の患畜が確認されています。

現在豚熱は，国内のどこで発生してもおかしくない状況にあります。

また，アフリカ豚熱も近隣諸国において発生が継続しており警戒が必要です。



養豚関係者の皆様方におかれましては，引き続き，飼養衛生管理の徹底，通常と異なる症状が認められた場合の早期通報の徹底をお願いします。

農場へのウイルスの侵入を防止し，豚熱を発生させないため，引き続き次の事項を確実に実施するよう，よろしくお願いします。

1. 異常豚の早期発見，早期通報

日常の健康観察を徹底し，異常があれば，**直ちに家畜保健衛生所に通報**してください。



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

重症例は後肢麻痺・運動失調・四肢の激しい痙攣などの神経症状、皮下出血による紫斑（耳翼、尾、腹部、内股部）を呈し死亡。

写真出典：岐阜県

2. 農場及び豚舎に出入りする際の手指消毒

3. 農場及び豚舎毎の専用長靴・衣類の設置並びに使用

4. 農場に出入りする車両の消毒，出入りした人・車両の記録

5. 農場の整理整頓・農場及び豚舎の定期的な消毒実施

6. 野生鳥獣対策

豚舎，飼料保管庫，堆肥舎，死体保管庫等に**防鳥ネット**を設置し，**定期的に点検・修繕**してください。また，ねずみや害虫の駆除を実施してください。

7. 韓国，中国など発生国への不要不急の旅行自粛

<連絡先>西部家畜保健衛生所

吉野川庁舎：0883-24-2029

東みよし庁舎：0883-82-2397

家畜保健衛生所は，休日・夜間も24時間対応しています。

**定期報告の提出を
お願いします！**

家畜伝染病予防法（以下「家伝法」）の規定に基づき、毎年畜産農家のみなさまから、家畜の飼養状況、衛生管理状況について、報告をしていただいています。

この定期報告は、平成23年の家伝法改正により、毎年
の報告が義務づけられたものです。

なお、令和2年10月1日から、様式および自己チェックの内容が変更となっていますので、ご注意ください。

< 定期報告の内容 >

○添付の様式による定期報告（基本情報）

※複数の農場がある場合は、農場ごとの提出が必要です

家畜の所有者の情報（氏名・住所・連絡先）

飼養衛生管理者（農場管理者）の情報（氏名・住所・連絡先）

農場の情報（農場名・農場住所）

飼養する家畜の種類及び頭数

畜舍数

などをご記入ください。

○飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況（自己チェック）

添付の様式にご記入ください。

※農場の平面図，埋却地の確保状況に変更があった場合は，家畜保健衛生所までご連絡ください。

記入例を同封してありますので、ご参考の上必要事項を記入して提出してください。

メール，郵送，FAX，持ち込みなど方法は
問いませんので，ご協力をお願いします。

なお、すでに提出された方はその必要はありません。

畜産農家のみなさまにはご面倒をお掛けしますが、**必ず期限内までに報告いただきますよう**、お願いします。



定期報告の報告期限

令和3年2月28日



なお、この報告は、法に基づき義務づけられたものである、これに違反した場合には、罰則が適用される場合があります。

万-に備え、ご自分の身を守るためにも、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点等ありましたら、当所までご連絡ください。

＜連絡先＞ 西部家畜保健衛生所

e-mail（共通アドレス）：

seibukachikuhoken@pref.tokushima.jp

吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3

TEL : 0883-24-2029 FAX : 0883-24-1397

東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

TEL : 0883-82-2397 FAX : 0883-82-4843